

富津市において新たに始めよう としている事業

～介護予防・日常生活支援総合事業について～
助け合いサービスを行う団体への補助金の交付

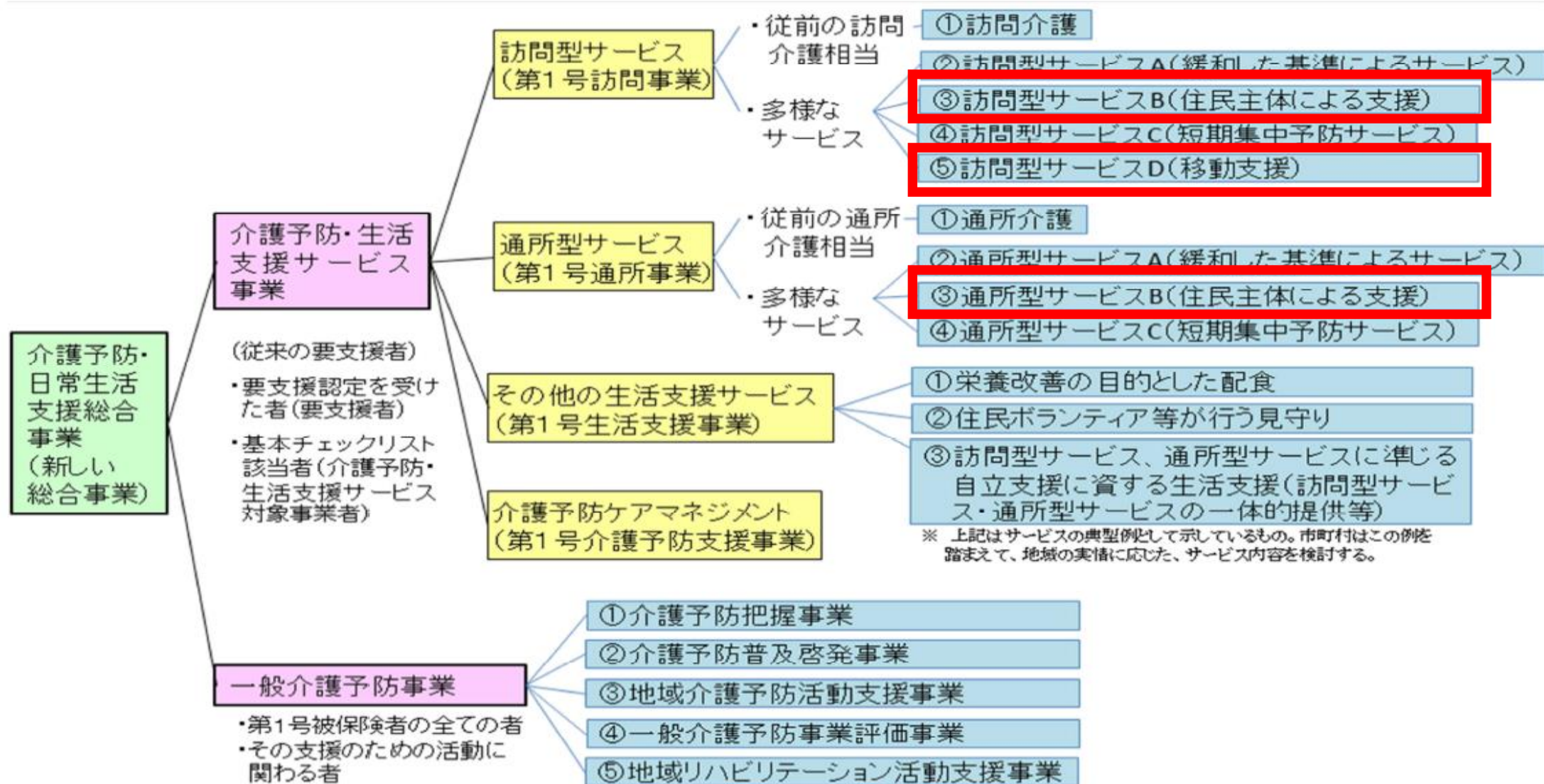
令和3年4月 介護福祉課

次第

助け合いサービスを行う団体への補助金の交付

- (1) 補助金の交付対象となる助け合いサービスの種類
- (2) 補助金の対象となる助け合いサービス
- (3) 住民主体の助け合いサービス利用の流れ
- (4) 補助金の対象団体
- (5) 補助金の対象となる経費
- (6) 補助金の金額
- (7) 補助金を受けるための手続きの流れ

富津市において新たに始めようとするもの



(1) 補助金の対象となる助け合い サービスの種類

①訪問型サービス B

(訪問による日常生活上の支援サービス)

②訪問型サービス D

(移動支援型のサービス)

③通所型サービス B

(通いの場を提供するサービス)

①訪問型サービス B (訪問による日常生活上の支援サービス)

支援が必要な高齢者の自宅において、身体介護を除く日常的に必要な生活支援を行うサービス。

【具体的な対象サービス】

- ① 部屋の掃除、整理整頓及び家具の移動の支援
- ② 洗濯及び洗濯干しの一連の作業
- ③ 食事の準備及び後片付け
- ④ 生活必需品の買物
- ⑤ ごみ出し及びごみ出しのための分別
- ⑥ 電球の交換、庭の手入れ等の利用者では困難な日常的な生活支援
- ⑦ 話し相手

②訪問型サービスD (移動支援型のサービス)

支援が必要な高齢者に対して、移動支援を行うサービス。

【具体的な対象サービス】

- ① 通院のための病院等への送迎前後の付き添い支援
- ② 生活必需品の買物のための店舗等への送迎前後の付き添い支援
- ③ 通所型サービスB、介護予防教室又は通いの場等を利用するための実施場所への送迎

※①と②は送迎前後の付き添い支援であって、送迎自体は含まれていないことに注意。

③通所型サービス B (通いの場を提供するサービス)

支援が必要な高齢者に対して、通いの場等において、体操、茶話、レクリエーション、認知症予防等を提供するサービスで、以下の条件を満たすもの。

【対象条件】

- ① 通いの場等におけるサービスの提供は、月 1 回以上実施。
- ② サービスの提供時間が 1 回当たり 9 0 分以上。

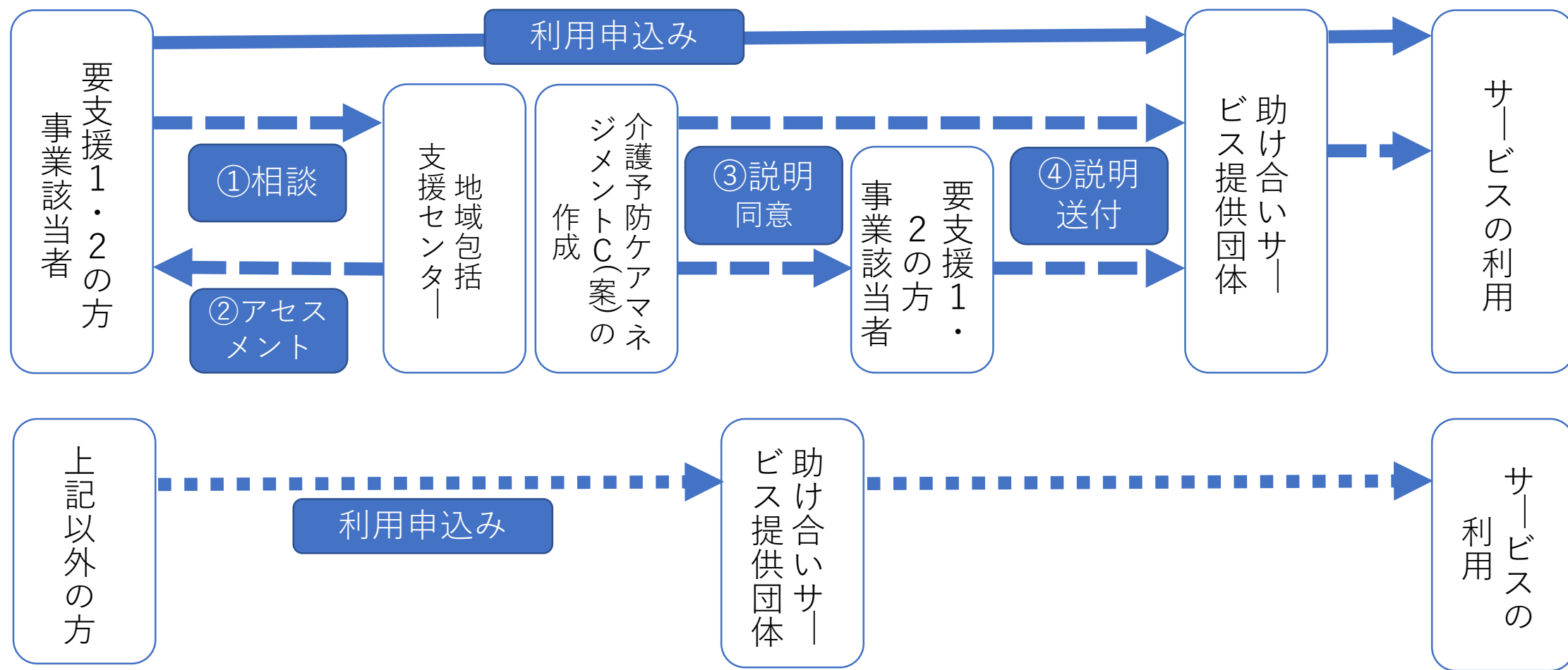
（２）補助金の対象となる助け合いサービス

次のようなサービス利用者がいることが条件です

誰が	地域包括支援センター等のケアマネジャーが
誰を	要支援１・要支援２の認定者、事業対象者
何のために	助け合いサービス①～③を利用するために
何をした	介護予防ケアマネジメントCに位置付けたうえで、団体がサービスを提供

要支援１・要支援２の認定者とは	介護保険の要介護状態区分で、状態が軽い方から、要支援１～２、要介護１～５とあります
事業対象者とは	２５項目の基本チェックリスト（前述のとおり）を受けて、生活機能の低下が認められた方です
介護予防ケアマネジメントCとは	ケアマネジャーが作成するサービス利用計画（ケアプラン）の一種で、経過観察を行わず、初回の計画を作成するだけの最も簡単なケアマネジメントです

(3) 住民主体の助け合いサービスの利用の流れ



サービス提供団体が補助金の交付を受けるためには、 の流れでサービスを利用する高齢者が1人以上必要です

介護予防ケアマネジメントC（初回のみ の介護予防ケアマネジメント）について

プロセス（ケアマネジメントの結果、住民主体の 助け合いサービス等の利用につなげる場合） ※詳細は前頁の図を参照	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用する助け合いサービス団体等へ説明・送付 →サービス利用開始
サービス担当者会議	なし
モニタリング等	なし ※必要に応じて、その後の状況を把握
報酬	基本報酬＋初回加算 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）と同じ

（４）補助金の対象団体

- 市内に在住する５人以上の者で構成されている任意団体、ＮＰＯ法人等の公益的な活動を行う団体等であること。
- 市内に活動拠点を有し、かつ、助け合いサービスの提供に必要な場所を確保できていること。
- 市民が広く利用できるよう不特定多数の利用者を受入可能な体制が整っていると認められること。
- 訪問型サービスＤについては、サービスの提供に必要な自動車を確保しており、かつ、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４９条第１項第３号に規定する福祉有償運送をいう。）の登録を受けていること又は高齢者の送迎について十分な知識を有すること。

補助を受ける団体に守っていただきたいこと

- 地域包括支援センターと協議してサービスを提供してください。基本チェックリストに該当している人、要支援1・2の認定を受けている人等は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントCを実施する必要があります。
- サービスの担い手の方は、清潔の保持と健康状態の管理に努めてください。
- 開催会場の設備、備品等について衛生的な管理に努めてください。
- 担い手の方は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさないでください。
- 利用者へサービスの提供した際に事故が発生した場合は、次の対応をしてください。また、その実施方法を予め定めてください。
 - ①利用者の方と担い手の安全確保やケガをした方の救護など、必要な対応を行ってください。
 - ②当該利用者の家族、地域包括支援センター、市等に連絡を行ってください。必要な対応を行うこと。
 - ③事故の状況や事故への対応について、写真や文書等で記録してください。
 - ④賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってください。
- 介護保険制度や高齢者の特徴等に関する講座・教室等を利用するなど、サービスの提供に必要な知識の自己研鑽に努めてください。
- 移動支援については、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を受講し、交通事故及びサービスの提供時の事故防止に関する知識の自己研鑽に努めてください。また、事故発生時に備えて損害賠償保険等に参加してください。

（５）補助金の対象となる経費

区分	内容・例
報償費	外部講師謝礼金、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）等
人件費	サービスの提供の調整に係る人件費
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	保険料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	会場借上料等
備品購入費	机、椅子、事務用品その他介護予防に資する機材等の購入費等
研修費	研修会負担金、交通費等
施設整備費	軽微な改修又は修繕等の経費

補助金の対象「外」経費

- 改修、修繕等を含む施設整備の経費（軽微な改修は除く）
※軽微な改修とは、階段手すりやスロープの設置、トイレの改修等
- 利用者への支援等と直接関係しない「担い手の募集や雇用に要する経費」「広告や宣伝に要する経費」
- 特定の個人だけが使用する等の物品の購入に要する経費
- 宿泊費・食糧費・公租公課費・燃料費
- 団体の担い手個人が所有する車両に係る経費（助け合いサービスに係る保険料は除く）
- 同一年度内（4月から翌年3月）に国、県または市からの補助等の交付を受けた経費（この要綱に基づく補助金は除く）

(6) 補助金の金額

【年度内（4月から翌年3月の補助金上限額）】

★開設補助費（事業開設に係る費用）…5万円

★運営補助費（事業運営に係る費用）

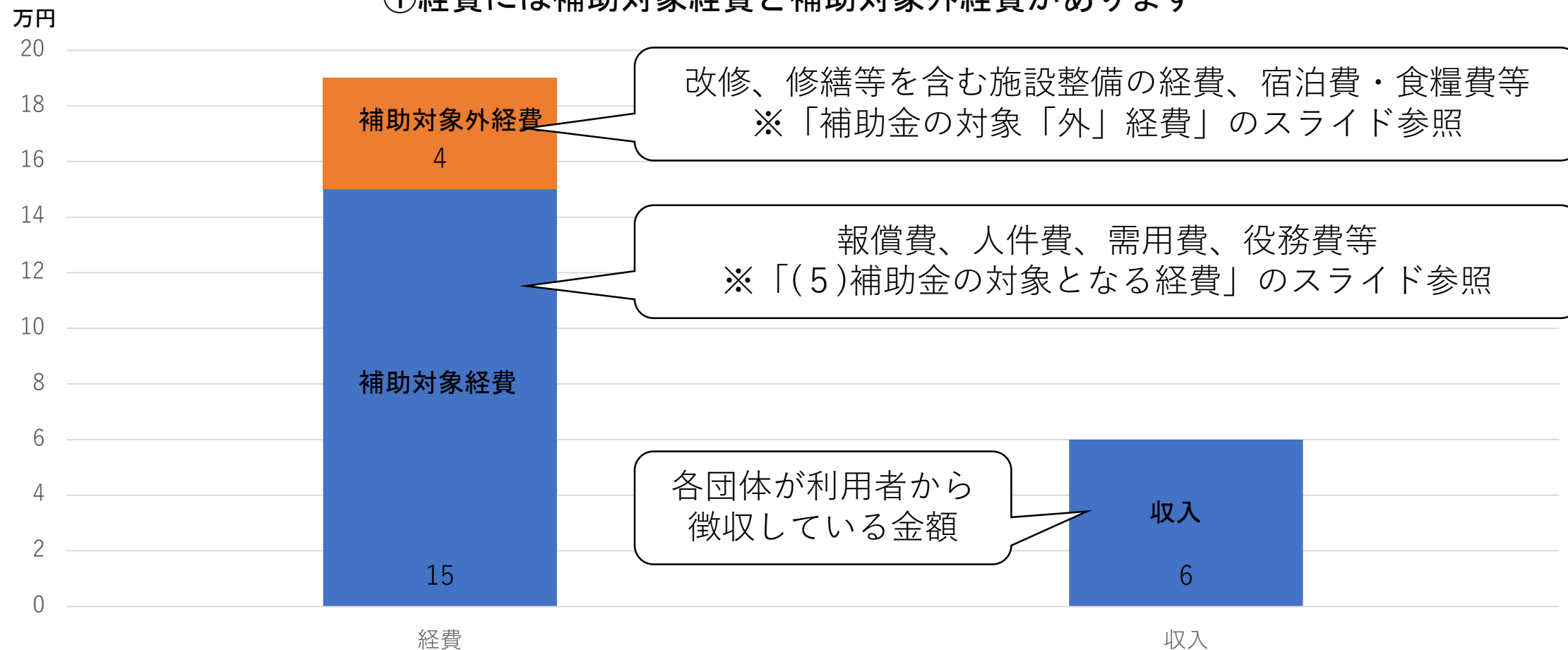
- ・介護予防ケアマネジメントCに位置付けられて助け合いサービスを提供した者1人当たり月額1万円。
- ・年間上限団体当たり12万円。

※助け合いサービスの種類ごとに交付可能です。

ただし、補助対象経費の合計額（この補助金以外の収入がある場合であって、当該収入が補助対象経費以外の経費の合計額を超えるときは、補助対象経費の合計額から当該超える額を控除した額）の方が低い場合はその額。

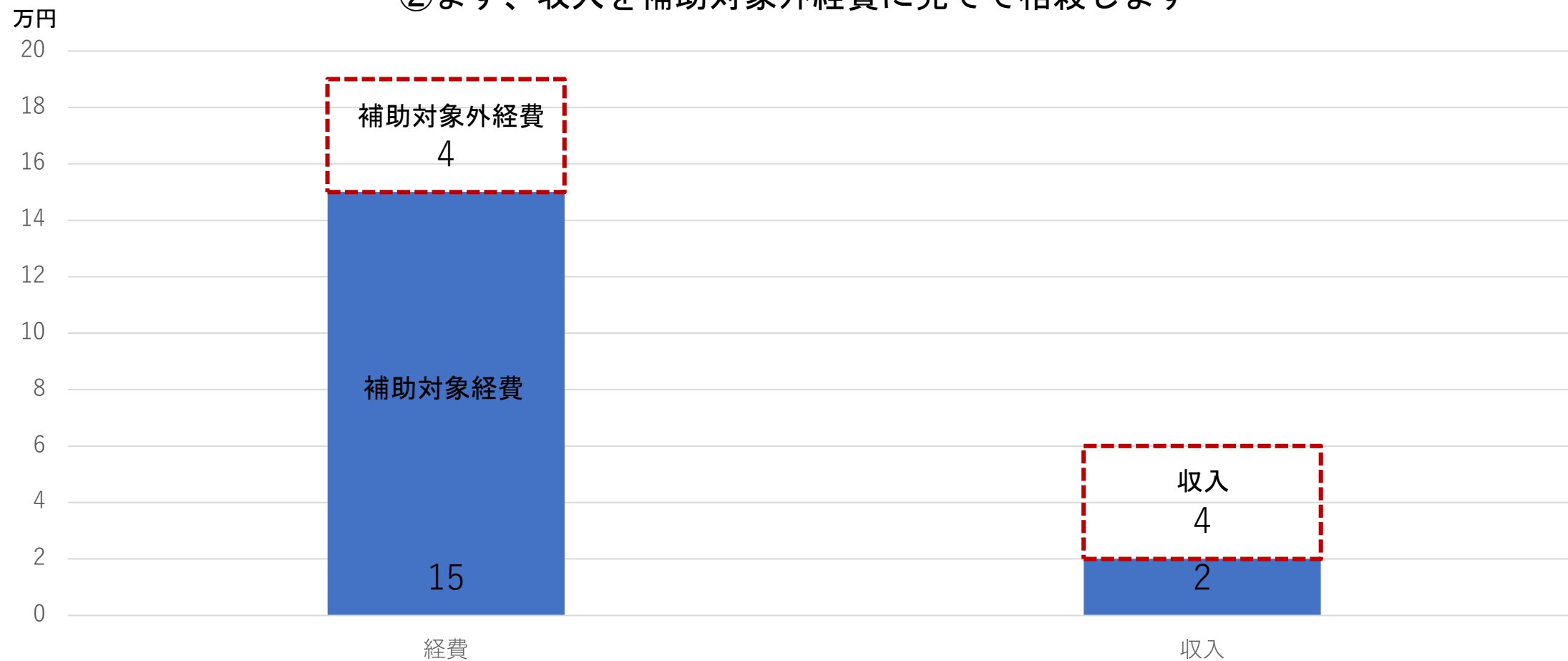
補助金の金額の考え方①

①経費には補助対象経費と補助対象外経費があります



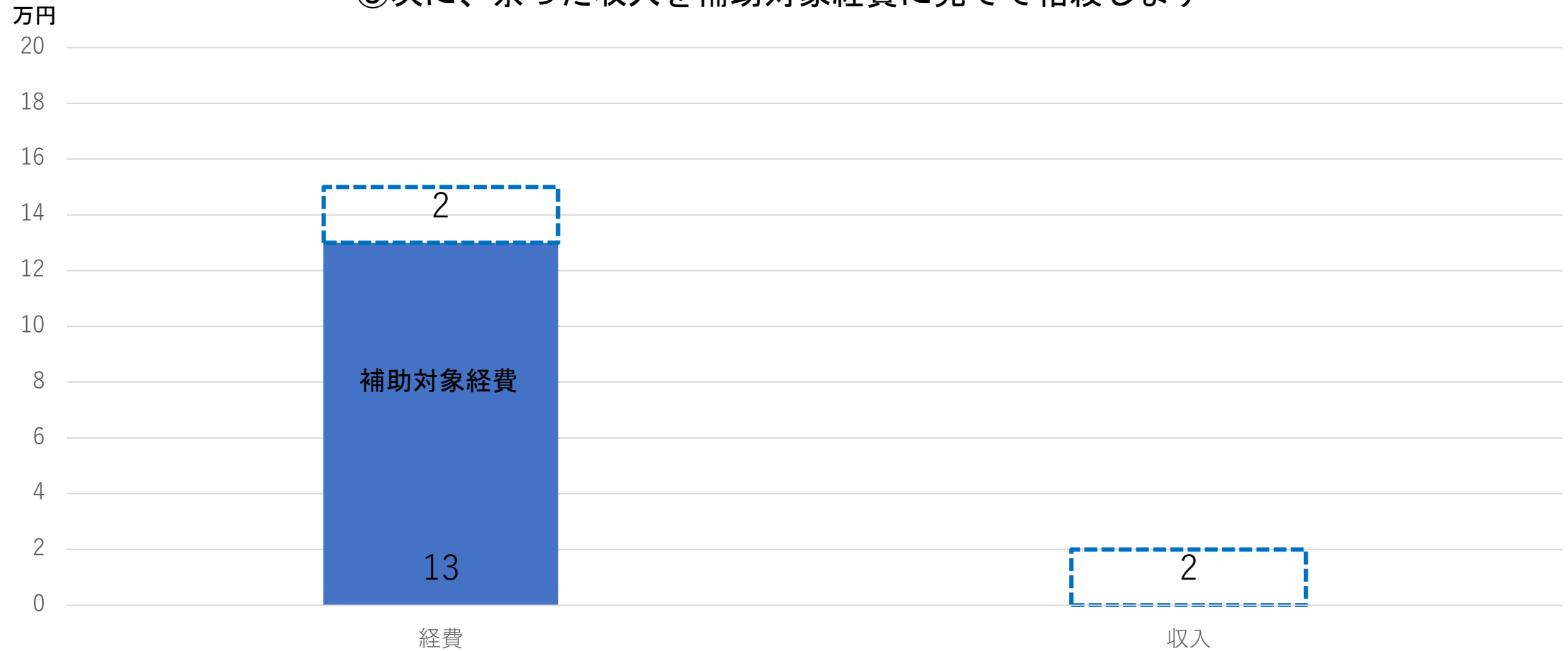
補助金の金額の考え方②

②まず、収入を補助対象外経費に充てて相殺します



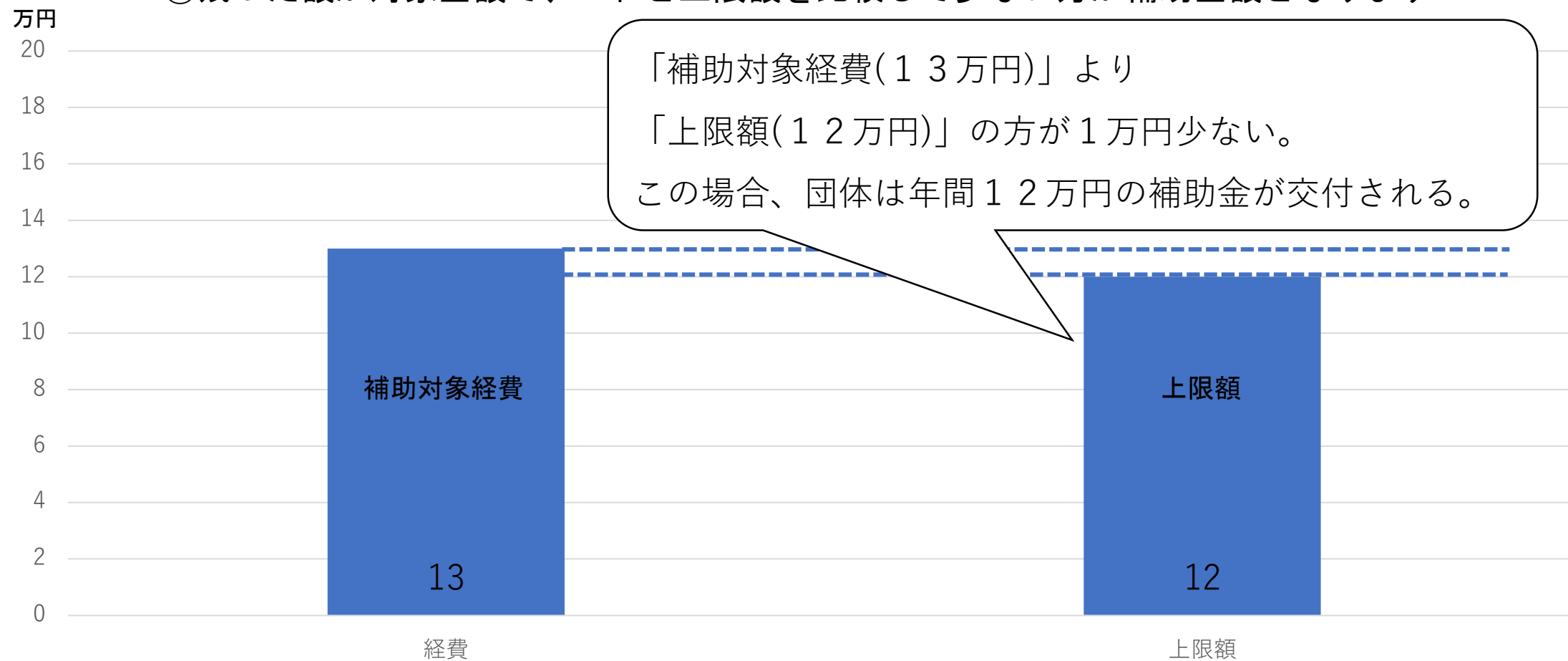
補助金の金額の考え方③

③次に、余った収入を補助対象経費に充てて相殺します



補助金の金額の考え方④

④残った額が対象金額で、これと上限額を比較して少ない方が補助金額となります



補助金の金額（例）

- サービス開始にあたって、パソコンや携帯電話などの初期投資で8万円かったが、地元からの開設援助で4万円いただいた。
- 介護予防ケアマネジメントCに位置付けられてサービスを提供した人（基本チェックリスト該当者や要支援1・2の認定を受けた人）が1人いて、6か月利用しており、運営に係る費用としては全体で20万円かった。

★開設補助費

実費4万円（8万円－4万円）＜市の補助金上限額5万円

⇒ 補助金額4万円

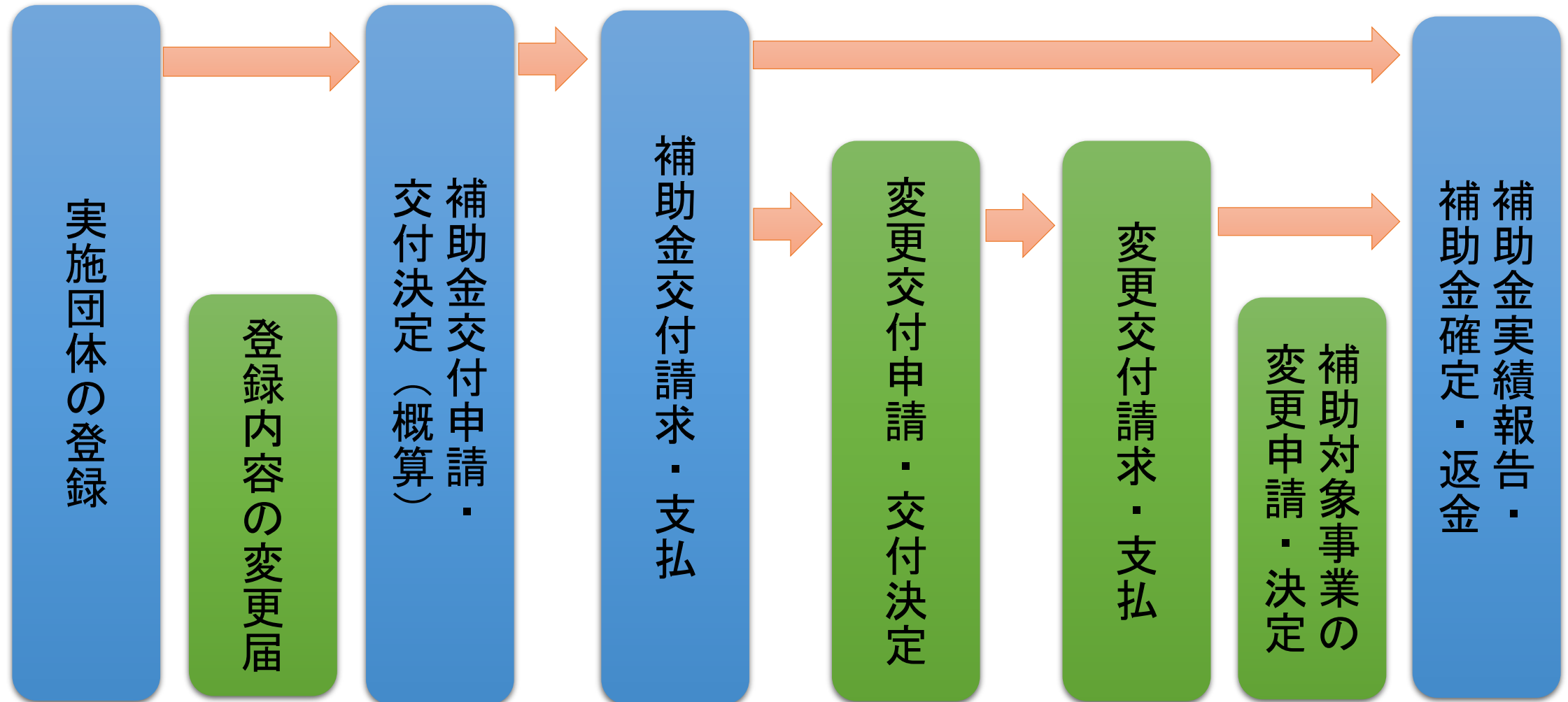
★運営補助費

1人あたり月額1万円×6か月＝6万円

実費20万円＞市の補助金上限額12万＞6万円

⇒ 補助金額6万円

(7) 補助金を受けるための手続きの流れ



具体的な提出書類等については、実施団体へ個別に説明します

助け合いサービス事業補助金と 地域介護予防活動支援事業補助金の違い

○助け合いサービス事業補助金

- 団体がサービスの提供者で、不特定多数の利用者を受け入れてサービス提供できる体制が整っており、かつ介護予防ケアマネジメントCに基づいた利用者がある活動

○地域介護予防活動支援事業（富津市いきいき百歳体操）補助金

- 団体の構成員で集まって、仲間内で介護予防活動を行う活動
- ※事業が明確に区別できる場合には両方の補助金を受けることも可能
例）不特定多数の利用者に提供するサロンと、富津市いきいき百歳体操を実施している団体の場合
- サロンと百歳体操の実施について、日時や場所で明確に区別できる場合…
サロンに対しては、助け合いサービス事業補助金を交付
富津市いきいき百歳体操には、地域介護予防活動支援補助を交付